

公告第196号

被保険者 殿

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬月額について
同法第47条第2項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 適用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
2. 標準報酬月額 第20級 260,000円
3. 令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額
260,292円

平均標準報酬月額とは、令和3年9月30日現在における当健康保険組合の
全被保険者の標準報酬月額平均であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日
までの間に加入する任意継続被保険者の標準報酬を決定する算定基礎となります。

令和 4年 2月 28日

サザビーリーグ健康保険組合

理事長 中村 達也